

地方公共団体における環境配慮契約に関するアンケート調査について（案）

1. 調査目的

地方公共団体は、通常の経済活動の主体として大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有することから、地方公共団体が自ら率先して環境配慮契約を推進することは、我が国全体の環境配慮契約への転換を促すことにつながるものと期待される。環境配慮契約法第 4 条¹においても地方公共団体等は、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める旨定められている。

環境省においては、環境配慮契約の牽引役としての役割が期待される地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に、平成 20 年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施してきたところである。本年度も地方公共団体における環境配慮契約の認知度や取組状況、今後の取組意向の把握、取り組む上での阻害要因の把握等これまでと同様の設問に加え、阻害要因等に対応する解決方策や制度面の課題を把握するための設問、環境配慮契約の導入促進のために国に求める必要な措置等に関する設問を追加し、法の施行状況等に係る検討の参考となるアンケート調査を実施する。

2. 調査内容

（1）調査対象

すべての地方公共団体（47 都道府県、20 政令指定都市、23 特別区、769 市、746 町、184 村。計 1,742 団体（本年 4 月 1 日現在））を対象に調査を実施する。

（2）調査方法

発送方法：紙によるアンケート調査票の郵送配布

回答方法：アンケート調査票の郵送回収またはインターネット調査画面からの回答
（各団体固有の ID 及びパスワードを発行）

¹ 環境配慮契約法第 4 条：「地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする」

(3) 調査項目

アンケート調査項目案及び設問の概要は、次のとおり。

- 環境配慮契約法の理解度
- 環境配慮契約の進展度合
- 契約方針の策定状況
- 5つの契約類型ごとの環境配慮契約への取組状況、契約内容、課題等
- 環境配慮契約に当たっての阻害要因、参考情報、国の施策等
- 環境配慮契約全般に関する意見・要望等

表 アンケート調査の設問の概要

問番号	設 問	問番号	設 問
問 1	環境配慮契約法の理解度	問 6 - 3	小型船舶の調達に係る契約状況
問 2	環境配慮契約の進展状況	問 6 - 4	小型船舶の調達総隻数、環境配慮契約の内訳
問 2 - 1	環境配慮契約の進展内容	問 6 - 5	船舶の調達に係る契約の課題
問 2 - 2	環境配慮契約に役立ったもの	問 7	ESCO 事業に係る契約の取組状況、省エネ工事の実施状況 *
問 2 - 3	環境配慮契約の効果	問 7 - 1	ESCO 事業等に係る契約の件数、環境配慮契約の内訳
問 3	契約方針の策定状況	問 7 - 2	ESCO 事業等の対象規模、用途、環境負荷低減効果、光熱水費の縮減効果等
問 3 - 1	契約方針の策定分野	問 7 - 3	ESCO 事業に係る契約の課題
問 3 - 2	契約方針及び契約実績の公表状況	問 7 - 4	ESCO の事例の認知度
問 4	電気の供給を受ける契約の取組状況	問 7 - 5	省エネチューニングの実施検討状況
問 4 - 1	電気の供給を受ける契約の内容	問 8	建築物の設計に関する契約の取組状況
問 4 - 2	電気の供給を受ける契約の件数・電力量（環境配慮契約の内訳）	問 8 - 1	建築物の設計に関する契約の件数、環境配慮型プロポーザル方式の件数
問 4 - 3	電気の供給を受ける契約の課題	問 8 - 2	建築物の設計に関する契約の課題
問 5	自動車の購入等に係る契約の取組状況	問 9	産業廃棄物の処理に係る契約の取組状況
問 5 - 1	自動車の購入等に係る契約の内容	問 9 - 1	収集運搬と中間処理の入札実施方法
問 5 - 2	自動車調達台数、環境配慮契約の内訳	問 10	環境配慮契約の課題
問 5 - 3	自動車の購入等に係る契約の課題	問 11	環境配慮契約の進展のために国が実施すべき取組
問 6	船舶の設計の発注、小型船舶の調達	問 11 - 1	他団体が行っている環境配慮契約の取組状況の必要情報
問 6 - 1	船舶の設計に係る契約状況	問 11 - 2	他団体の取組事例の活用度
問 6 - 2	船舶の設計に係る契約の件数、環境配慮契約の内訳		

印 : 選択肢の追加

*印 : 注釈等の追加

: 設問の新設・追加又は構成変更

3. 調査設問の修正等について

調査設問については、基本的に 24 年度の設問を継続し、回答傾向を年次把握することとしているが、昨年度の検討状況を踏まえ、以下のとおり修正を加えることを想定している。ただし、平成 24 年度における取組状況に関する調査が中心となることから、産業廃棄物の処理に係る契約については、従前の契約方式、入札手続に関する設問を予定している。

- 「電気の供給を受ける契約」
 - 選択肢の追加：問 4 - 3（阻害要因）
 - ◆ 「新電力の入札参加がない」「入札不調時の契約条件変更が懸念される」
- 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」
 - ◆ 「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」掲載の総合評価落札方式解説図の挿入
- 「ESCO 事業に係る契約」
 - 設問の追加：問 7 - 2（事業の効果）
 - ◆ 実施した ESCO 事業の対象施設の用途、規模用途、事業実施前後のエネルギー消費量等を聴取
 - 注釈の追加：問 7（実施実績）
 - ◆ 省エネ工事については、ESCO 事業者等に発注して実施するものとし、自らが実施する無償の省エネ対策は含まない旨、追記
 - 設問の追加：問 7 - 4（地方公共団体で取り組まれている多様な ESCO 事例について）
 - ◆ デザインビルド方式、小規模バルク方式、防犯灯 LED 化などの認知を聴取
 - 設問構成の変更：問 7 - 5（省エネチューニング）簡素化
- 「産業廃棄物の処理に係る契約」
 - 設問の追加：問 9（契約方法）、問 9 - 1（収集運搬、中間処理の入札方法）
- 「他の地方公共団体に関する情報」
 - 設問の追加：問 11 - 1（他の地方公共団体の取組に関する情報ニーズ）、問 11 - 2（参考にした他の地方公共団体の具体的事例）

なお、アンケート調査票案は、「第 1 回地方公共団体普及促進専門委員会」において詳細な検討を行い、最終的に確定する。